



平成24年6月8日

各 位

会社名 インフォテリア株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野洋一郎
(コード番号:3853 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 齊藤裕久
(TEL 03-5718-1250)

ストック・オプションによる取締役報酬新設のお知らせ

平成24年6月8日開催の取締役会において、平成24年6月23日開催予定の第14回定時株主総会に「ストック・オプションによる取締役報酬新設の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 付議の理由

当社取締役の業績向上への意欲と士気を高め企業価値の増大を図ることを狙いとして当社取締役に対しストック・オプション制度を実施したいと存じます。

つきましては、会社法（平成17年法律第86号）第361条の定めに従い、各事業年度において、当社取締役に対して、ストック・オプションのための報酬等として以下の内容の新株予約権を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から年額20百万円（うち社外取締役分は4百万円）の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。

また、ストック・オプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

なお、当社は平成19年6月28日開催の第9回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額160百万円以内とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、このストック・オプションは当該年額報酬額とは別枠としてご承認をお願いするものであります。

また、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役2名）となります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式160,000株（うち社外取締役分は32,000株）を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合等、上記の株式数の変更をすることが適切な場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

1,600個（うち社外取締役分は320個）を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。（ただし（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次に決定される1株当たりの価格（以下「行使価格」という。）に上記（2）に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権の割当日に属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価格とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価格の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から、4年の範囲内で取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、新株予約権の割当を受けた者が任期満了または定年により退任した場合、死亡後10ヶ月以内に相続人が確定した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(8) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上